

2 イラスト・写真・文章等についての権利（著作権）

6. 著作権を侵害すると

著作権が有効に存続している著作物を著作権者に無断で利用すると、原則として著作権侵害となります（著作権が自由に使える場合をのぞく）。また、著作者に無断で著作物を改変したり、無名の著作物に勝手に実名をつけて発行したりすると、著作者人格権の侵害となります。

著作権、著作者人格権の侵害に対しては、民事上の救済及び刑事上の罰則があります（【表2.4】参照）。また、著作隣接権の侵害の場合も同様の措置があります。

【表2.4】 著作権侵害に対する民事上の救済と刑事上の罰則

民事上の救済	刑事上の罰則
<ul style="list-style-type: none">● 差止請求● 損害賠償請求● 不当利益返還請求● 名誉回復等の措置請求	<ul style="list-style-type: none">● 10年以下の懲役● 1,000万円以下の罰則